

# すみだ 国保だより

## 令和7年度国民健康保険料の納入通知書をお送りします

問い合わせ先 **こくほ資格係 ☎03-5608-6121~2**

納付書は6月に1年分（全10期）をお送りします。また、口座振替をご利用の世帯は6月に、前年度から引き続き特別徴収に該当する世帯は7月に、納入通知書のみをお送りします。年度の途中で資格の異動や前年分の所得等に変更があり、保険料が変更になる場合は、そのつど新しい納入通知書をお送りします。  
\*納入通知書の見方は2～3ページをご覧ください。

## 令和7年度の保険料計算法は次のとおりです

|                            | 所得割額                             |   | 均等割額                     |   | 保険料の年額                |   |                   |
|----------------------------|----------------------------------|---|--------------------------|---|-----------------------|---|-------------------|
| 基礎保険料<br>(医療分)             | 加入者全員の<br>7年度算定基礎額×7.71%         | + | 加入者数×47,300円             | = | 年間医療分 (A)<br>66万円を限度  |   |                   |
| 後期高齢者支<br>援金等保険料<br>(支援金分) | 加入者全員の<br>7年度算定基礎額×2.69%         | + | 加入者数×16,800円             | = | 年間支援金分 (B)<br>26万円を限度 |   |                   |
| 介護納付金分<br>保険料<br>(介護分)     | 40歳～64歳の加入者全員の<br>7年度算定基礎額×2.25% | + | 40歳～64歳の加入者数<br>×16,600円 | = | 年間介護分 (C)<br>17万円を限度  |   |                   |
| 年間保険料                      | 年間医療分<br>(A)                     | + | 年間支援金分<br>(B)            | + | 年間介護分<br>(C)          | = | 年間保険料<br>109万円を限度 |

○保険料は世帯単位で計算します。

○算定基礎額とは、前年の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額です。

国民健康保険に加入している40歳～64歳の方は、「介護保険第2号被保険者」として、医療分および支援金分の保険料に加え、介護分の保険料も合わせて納めていただくことになっています。

65歳以上の方の介護保険料は年金からの特別徴収または納付書で別に納めていただくことになります。

\*保険料の納付書は、世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主（納付義務者）あてに郵送されます。

## 公的年金からの特別徴収

以下のすべての条件に該当する世帯では、世帯主の年金から、世帯全員分の保険料を特別徴収します。該当する世帯には、7月中旬頃に通知書を送付します。該当しない世帯は、特別徴収ではなく普通徴収（納付書等による納付）になります。

- ①世帯主（65歳～74歳）が国民健康保険に加入している
- ②同じ世帯の国民健康保険加入者全員が65歳～74歳である（ただし、年度内に75歳に達する方がいる場合を除く）
- ③世帯主の年金受給額が年間18万円以上である
- ④介護保険料が年金から徴収されている
- ⑤国民健康保険料と介護保険料の合算が年金受給額の2分の1を超えない

※口座振替により納付されている世帯は、引き続き口座振替とさせていただきますが、ご希望により申請書の提出で特別徴収の判定をさせていただくことができます。

※特別徴収に該当した世帯は、ご希望により申請書の提出で口座振替に変更することができます。

## 保険料について

**問い合わせ先**

**こくほ資格係△03-5608-6121~2**

医療費や高額療養費等の経費を算入した賦課総額から算定された保険料率に基づき、6月に確定する算定基礎額から年間保険料を計算し、普通徴収の場合は、6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。4・5月分の保険料は6月以降に振り分けられています。特別徴収（年金からの徴収）については、1ページをご覧ください。

■年度途中で75歳になる方がいる2人以上の加入世帯の保険料

年度途中で75歳になる方の保険料は、あらかじめ誕生日の前月までの分を計算します。

なお、世帯に国保加入者が2人以上いる場合については、その年度を通じて均等に納めることになりますが、誕生月以降の後期高齢者医療保険料と重複することにはなりません。

## ■均等割額の減額

前年の所得が一定の基準以下の世帯は保険料の均等割額が7割・5割・2割減額されます(下表のとおり)。

住民税の申告がないと減額の判定ができませんので、未申告の方は速やかに申告を済ませてください。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以降の3月31日までの間にある方）に係る均等割額の2分の1を減額します。

| 世帯主および国保加入者の令和6年中の総所得金額等が<br>下記の金額以下の世帯     | 減額割合 |
|---------------------------------------------|------|
| 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯                 | 7割   |
| 43万円+(30.5万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 | 5割   |
| 43万円+(56万円×国保加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯   | 2割   |

※減額基準日は、令和7年4月1日（賦課基準日）です。なお、新規加入者は、国保の資格を取得した日です。

※世帯主の収入は国保に加入していない場合も含みます。

※「給与所得者等の数」は一定の給与所得者（給与収入55万円超）および公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける方の数です。

## ■産前産後期間の国民健康保険料の免除

国民健康保険に加入している方で、出産予定または出産した方は、産前産後期間の保険料が免除されます。免除を受けるには届出が必要で、出産予定日の6か月前から届出が可能です。



## ■納入通知書の見方

世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主（納付義務者）あてにお送りしています。

特別徴収の対象となる方には、翌年度の4・6・8月に支給される年金から仮徴収される保険料額を表示しています。

今回通知額……今回の通知で新たに決定（変更）した保険料です。  
 納入済額……これまでに納めた金額です。  
 納めていただく額……これから納める金額です。  
 ※特別徴収（年金からの徴収）については、1ページをご覧ください。

年度の途中で75歳になる方(後期高齢者医療制度へ移行する方)がいる世帯は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの保険料を計算し、年度を通じて平均的に納めていただくよう表示します。

家族全員の算定基礎額・人数による令和7年4月～令和8年3月の保険料額です。

国民健康保険料納入通知書

130-0001 墨田区  
吾妻橋1-23-20

見本

国保一郎様

令和 年 月 日

墨田区长

印影

令和 7 年度

| 通知書番号 | 記号番号 | 徴収方法 |
|-------|------|------|
|       |      |      |

あなたの世帯の国民健康保険料は、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。  
この通知は、世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主（納付義務者）あてに行います。

普通徴収（口座振替または納付書による納付）

(単位：円)

|             | 1期分   | 2期分   | 3期分   | 4期分   | 5期分   | 6期分   | 7期分   | 8期分   | 9期分   | 10期分  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 今回通知額       | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● |
| 納入済額(光市を含む) | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 納めていただく額    | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● | ●●●●● |
| 納期限日        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |

特別徴収（年金からの徴収）

|             | 4月分 | 6月分 | 8月分 | 10月分 | 12月分 | 2月分 |
|-------------|-----|-----|-----|------|------|-----|
|             |     |     |     |      |      |     |
|             |     |     |     |      |      |     |
| 納入済額(光市を含む) |     |     |     |      |      |     |
| 納めていただく額    |     |     |     |      |      |     |

仮徴収（年金からの徴収）

|  | 4月分 | 6月分 | 8月分 |
|--|-----|-----|-----|
|  |     |     |     |
|  |     |     |     |

保険料の料率及び賦課限度額

| 保 険 料              | 均等割額   | 所得割率 | 賦課限度額   |
|--------------------|--------|------|---------|
| 基 礎 保 険 料(医療分)     | 47,300 | 7.71 | 660,000 |
| 後期高齢者支援金等保険料(支援金分) | 16,800 | 2.69 | 260,000 |
| 介護納付金分保険料(介護分)     | 16,600 | 2.25 | 170,000 |

○加入者数や所得割算定基礎額等に変更があった場合には、保険料を再計算し、通知します。  
○保険料は国保加入の「届出をした月」からではなく、「資格を取得した月」から算定されます。

口座振替(自動払込)の内容

| 金融機関等 | 種 別  |
|-------|------|
| 支店名等  | 口座番号 |
| 名義人   |      |

特別徴収（年金からの徴収）の内容

|         |
|---------|
| 特別徴収義務者 |
| 対象年金    |

保険料該当月個人別内訳

この通知は、年 月 日現在の状況に基づき作成しました。

| 氏 名     |   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 月数 | 算定基礎額 | 特 例 軽 減 |       | 個人保険料額 |
|---------|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-------|---------|-------|--------|
|         |   |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |       | 月 徴     | 算定基礎額 |        |
| 国 保 一 郎 | 標 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | ヵ月 | ●●●●● |         | ●●●●● |        |
| 国 保 康 子 | 標 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | ヵ月 | ●     |         |       |        |
| 国 保 二 郎 | 標 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | ヵ月 | ●●●●● |         |       |        |
| 国 保 健 二 | 標 | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  | ○  | ○  | ヵ月 | ●     |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |
|         | 標 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ヵ月 |       |         |       |        |

○：医療分・支援金分のみ該当する方  
◎：医療分・支援金分・介護分の全てに該当する方

保険料がかかっている年度を表示しています。

通知書の年度中に、国保に加入している方（加入者）の氏名・加入している月等を表示しています。

保険料の根拠となる均等割額・所得割率と保険料の限度額を表示しています。

## ■非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減

勤務先の倒産や、解雇・雇止め・正当な理由による自己都合などで職を失った非自発的失業者の方に対し、保険料を軽減します。対象者は失業時に65歳未満で離職理由が下表に該当する雇用保険受給資格通知または雇用保険受給資格者証をお持ちの方です。前年の「給与所得」を30／100として算定しますが、軽減されるのは、失業されたご本人のみで、高額療養費などの所得区分も、軽減された所得で判定されます。軽減期間は、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。軽減を受けるためには申請が必要で、①雇用保険受給資格通知または雇用保険受給資格者証 ②資格確認書、資格情報のお知らせまたは国民健康保険証（加入されている方のみ）、2点の提示が必要になります。

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 離職理由コード | 11・12・21・22・23・31・32・33・34 |
|---------|----------------------------|

\*ただし、特例受給資格者の方（資格者証の右上に「特」と表記）は、上記コードであっても対象外となります。

## ■加入・喪失の届出は14日以内に行ってください

退職など、勤務先の健康保険の資格を喪失したときは、国保に加入する届出を行ってください。加入の届出が遅れると保険料をさかのぼって（最長2年間）納めることになります。なお、その間にかかった医療費は全額自己負担になる場合がありますのでご注意ください。

また、就職して勤務先の健康保険に加入したとき、または家族の健康保険の扶養家族になったときは、国保をやめる届出をしてください。やめる届出が遅れると保険料の二重払いが生じることがあります。**勤務先から区役所に連絡はありませんので、必ず14日以内にご自分で届出をお願いします。**

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届出に必要なもの | <p><b>国保加入（他の健康保険をやめた）の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●他の健康保険をやめたことを証明するもの（資格喪失証明書、離職票、退職証明書等）</li></ul> <p><b>国保をやめる（他の健康保険に加入した）場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●新たに加えた勤務先等の資格確認書、資格情報のお知らせまたは健康保険証</li></ul> <p><b>転入、転出、転居の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>●転出証明書（転入）</li><li>●保険証、マイナンバーカードまたは資格確認書（転出、転居）</li></ul> |
| 届出先      | <p><b>国保年金課、窓口課、各出張所</b></p> <p>※届出の種類によって届出先が異なります。詳細はお問い合わせください。<br/>※世帯に外国籍の方がいる場合は、お問い合わせください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                        |



■届出にはマイナンバー（個人番号）が必要になります。

## ■マイナンバーカードの保険証利用について

従来の保険証は新規の発行を終了し、マイナンバーカードと保険証が一体化された、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました。ただし、お手元にある紙の保険証は、証に記載の有効期限（最長で令和7年9月30日）まで引き続きお使いいただくことができます。

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証利用申込みをしていない方等には、「資格確認書」を交付します。この「資格確認書」を医療機関等に提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

**マイナ保険証のメリット ★ぜひご利用ください★**

- ①より良い医療を受けられる
- ②限度額を超える窓口での医療費の支払いが不要になる
- ③救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定に活用される

**マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひこの機会に申請・登録を！**

## ■7月に資格確認書等をお送りします

令和7年7月に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、一斉に交付（郵送）します。

詳細は、区のお知らせや区ホームページでご案内します。

# 保険料は必ず納期限内に納めましょう

問い合わせ先 **こくほ保険料係 ☎ 03-5608-6125~8**

保険料は納期限までに納付書をお持ちになり、国保年金課・出張所・金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストアで納めていただきます。保険料を納めないでいると、滞納分の保険料をあとでまとめて納付していただくことになるほか、延滞金を徴収されたり、財産を差し押さえられたりすることがあります。

## ■保険料の納付は便利な口座振替で

口座振替は、預貯金口座から自動的に引き落とされるので、納めに行く手間と時間が省け、納め忘れがありません。

口座振替を希望される方は口座振替依頼書に必要事項を記入の上、通帳届出印を押して、国保年金課・出張所・金融機関の窓口でお申し込みください。

また、Web口座振替受付サービスにより、インターネットを利用して、パソコンやスマートフォンで口座振替のお手続きをすることができます。詳細は、区ホームページをご覧ください。



## ■モバイルレジもご利用いただけます

モバイルレジとは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンや携帯電話で読み取り、インターネットバンキング・クレジットカードを利用してお支払いができるサービスです。ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。詳細は、区ホームページをご覧ください。

## ■スマートフォン決済アプリもご利用いただけます

決済アプリ（PayPay、d払い、au PAY、J-Coin Pay、楽天ペイ）の請求書支払いを利用して、納付書に印刷されたバーコードを読み取り、お支払いすることができます。ご利用にはアプリのダウンロードが必要です。なお、今後、利用可能なアプリは、変更・拡充することがあります。詳細は、区ホームページをご覧ください。

# 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

問い合わせ先 **こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4**

高額な医療費がかかった場合、ひと月の医療費（保険適用分のみ）の一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えるには、事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は入院時の食事代の減額を併せた「限度額適用・標準負担額減額認定証」。以下「認定証」といいます。）の交付を受けるか、マイナ保険証による区分の確認が必要です。

現在、認定証をお持ちの方で8月1日以降に使用できる認定証の交付を希望される場合は、7月以降に区へ申請し、交付を受けてください。発送は7月中旬以降になります（自動更新はされませんのでご注意ください）。

なお、マイナ保険証を利用される場合は、更新は不要です。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



# 入院時の食費にかかる自己負担額が改定されました

問い合わせ先 **こくほ給付係 ☎ 03-5608-6123~4**

食材費等が高騰していることなどを踏まえ、令和7年4月1日から国の定める入院時の食費にかかる基準額が引き上げられました。

これにより、被保険者の方が入院したときに支払う食費の自己負担額も、最大で20円の引上げとなりました。

詳細は、区ホームページをご覧ください。



# 特定健康診査・保健指導（無料）

**問い合わせ先** 健康診査のお問い合わせ・受診票の再発行……すみだ けんしんダイヤル  
※月曜日～金曜日の午前9時～午後6時（祝日・年末年始を除く） ☎03-5608-1599  
保健指導について……健康推進課 地域保健担当 ☎03-5608-8514  
制度について……………こくほ庶務係 ☎03-5608-6120

## 特定健康診査

対象となる方には、5月上旬に受診票等をお送りしましたので、期間内に実施医療機関で受診してください。  
なお、未受診の方へ電話またははがきでご案内をさせていただく場合があります。

**対 象 者** 40歳以上の墨田区国民健康保険加入者

**実 施 期 間** 令和7年5月12日から10月31日まで

**費 用** 無料

※詳細は、受診票に同封のご案内または区ホームページをご確認ください。

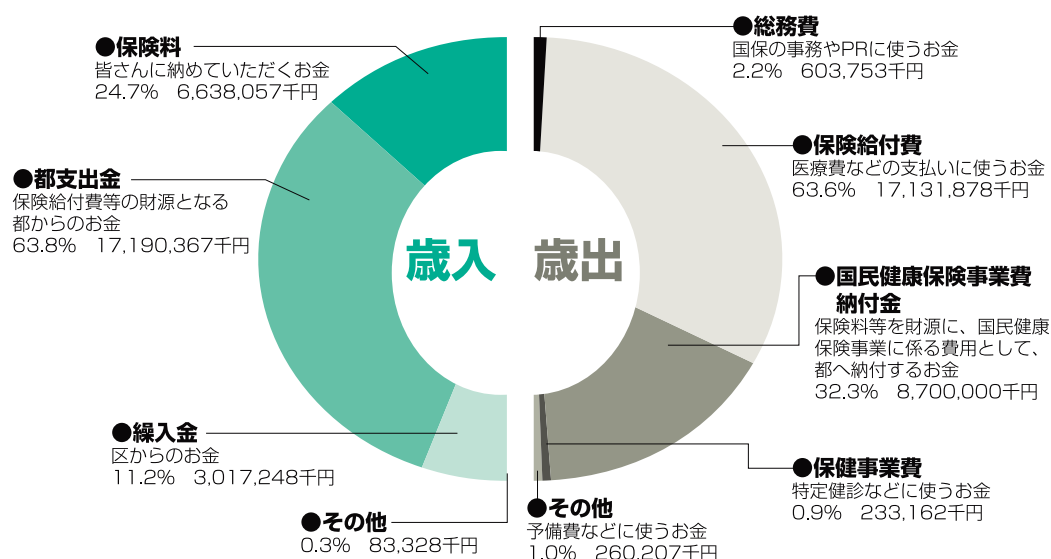


## 保健指導

健診結果に基づき、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善が必要と判定された方には、保健指導（無料）のご案内をお送りします。生活習慣を見直すきっかけとして、ぜひご利用ください。

### 令和7年度 国保特別 会計予算

令和7年度国民健康保険特別会計予算の総額は269億2,900万円で、その内訳は右図のとおりです。皆さんの納める保険料は、医療費等に当てられる大切な財源です。



### 国民健康保険に関すること

|                         |         |                  |
|-------------------------|---------|------------------|
| 保険料の計算、資格取得・喪失、保険証等について | こくほ資格係  | ☎ 03-5608-6121~2 |
| 保険料の納付、納付相談について         | こくほ保険料係 | ☎ 03-5608-6125~8 |
| 高額療養費、その他保険給付について       | こくほ給付係  | ☎ 03-5608-6123~4 |
| 特定健診・特定保健指導について         | こくほ庶務係  | ☎ 03-5608-6120   |

### 後期高齢者医療制度に関すること

|               |                      |                |
|---------------|----------------------|----------------|
| 資格確認書の交付等について | 長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 | ☎ 03-5608-6192 |
| 保険料について       | 長寿医療(後期高齢者医療)保険料担当   | ☎ 03-5608-8100 |

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00(祝日、年末年始除く)

◆還付金詐欺にご注意ください！ 不審な電話があった場合は、担当窓口にご相談ください。

